

ねんきんのおはなし♪

国民年金保険料収納業務の 民間委託について

日本年金機構では、全国312カ所の年金事務所管内で、国民年金保険料が未納となっている人に対して電話や文書、戸別訪問による納付督促及び保険料の収納業務について、民間委託を実施しています。

これは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づいて、従来官公庁が行ってきた事業を民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、低コストでより良いサービスの提供を目指す「市場化テスト事業」として導入されたものです。

市場化テスト事業者に提供する個人情報情報は、納付督促を行う上で必要となる国民年金保険料の未納者情報に限定しています。さらに「個人情報の保護に関する法律」などで、目的外使用や閲覧、漏えい、複写などを禁じるなど厳格な安全管理措置を講じています。

◎当地域の委託事業者
日立キャピタル債権回収・
日立キャピタル共同企業体
☎0120-211-725

なお、民間委託についての詳しい内容は日本年金機構のホームページで確認できます。

■問い合わせ先
岡山東年金事務所国民年金課
☎086-270-7928
日本年金機構
HP <http://www.nenkin.go.jp/>

■問い合わせ先
防衛省備前岡山地域事務所
☎086-224-2824

②推薦(学校長)
・受付期間 平成23年1月4日(火)～6日(木)
・試験日 平成23年1月15日(土)から17日(月)までの間で指定する日

①一般
・受付期限 平成23年1月7日(金)
・試験日 平成23年1月22日(土)

障害児福祉年金・ 心身障害者福祉年金の 申請はお早めに

身体や精神に障害を有する児童の福祉の増進を目的として年金を支給するものです。

▽支給額(年額)

- ・身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級 10,000円
- ・身体障害者手帳3・4級、療育手帳Bまたは精神障害者保健福祉手帳2級 8,000円

▽対象者

障害児福祉年金および心身障害者福祉年金の支給要件に該当する人で、平成22年度の申請をしていない人は、平成23年1月31日(月)までに市の窓口にお越しください。

▽手続きに必要なもの

- ・印鑑
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ・本人名義の通帳
- ・受給している公的年金の証書など(公的年金受給者)

障害児福祉年金

心身障害者の福祉の増進を目的として年金を支給します(本年度限りで終了)。

心身障害者福祉年金

- ・療育手帳を所持している人
- ・精神障害者保健福祉手帳1～2級を所持している人
- ※児童福祉施設などの入所者は該当になりません。

▽支給額(年額)
・身体障害者手帳1・2級または療育手帳A 10,000円
・身体障害者手帳3級または療育手帳B 8,000円
・身体障害者手帳4級 3,000円

▽対象者

- 平成19年4月1日までに手帳を取得し、平成19年4月1日以前に1年以上市内に居住している20歳以上の人で、当該障害について支給される公的年金の給付を受けておらず次のいずれかに該当する人
- ・身体障害者手帳1～4級を所持している人
- ・療育手帳を所持している人
- ※国立ハンセン病療養所の入所者は対象になりません。

■問い合わせ・申請先

福祉課
☎0869-26-5943
保健福祉部邑久分室
☎0869-22-1810
牛窓支所
☎0869-34-3431
裳掛出張所
☎0869-25-0004

せとうち「防災とまちづくり教室」を 開催します

市では、市民の皆さんが取り組みやすい防災情報を提供するため、せとうち「防災とまちづくり教室」を次のとおり開催します。

教室では、山口大学大学院准教授で工学博士の瀧本浩一氏を招き、講演会を行います。

防災の必要性を分かりやすく伝える人気の講師として、全国で啓発活動を行っており、防災講演・防災まちづくり支援活動が認められ、総務省防災まちづくり大賞(消防庁長官賞)など多数受賞しています。

自主防災会を結成したい、結成したものの、これからどんな活動をしようかと思っている人。この講演会をきっかけに活動のヒントが見つかるのではないのでしょうか。

また、当日は、「瀬戸内市災害時要援護者避難支援計画」の説明も行います。支援

を必要とする災害時要援護者を事前に登録し、この情報を市と地域の皆さんが共有することで、災害時に避難誘導、安否確認などを受けることができ、安全で安心して暮らしていける地域づくりを行うことができます。

このほかにも非常持出用品などの記念品を配布します。皆さんでお誘いあわせのうえ、ぜひご参加ください。

▽日時 12月5日(日)
午前9時30分～正午
▽場所 中央公民館
▽参加費 無料

■問い合わせ先

地域安全推進室
☎0869-22-3904



募集します

陸上自衛隊高等工科学校生徒

防衛省では、平成22年度陸上自衛隊高等工科学校生徒を募集します。この制度は、将来陸上自衛隊において、高能化された装備品を駆使・運用するとともに、国際社会においても対応できる自衛官を養成するものです。

入隊は平成23年4月上旬の予定です。

▽対象者 平成23年4月1日現在15歳以上17歳未満の男子

▽受付期間および試験日

①一般
・受付期限 平成23年1月7日(金)
・試験日 平成23年1月22日(土)

②推薦(学校長)
・受付期間 平成23年1月4日(火)～6日(木)

・試験日 平成23年1月15日(土)から17日(月)までの間で指定する日

■問い合わせ先

防衛省備前岡山地域事務所
☎086-224-2824

遺族が受給する年金に係る税法上の 取り扱いが変更になります

7月6日に、最高裁判所において、遺族が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないとする判決がありました。

国税庁では、判決を受けて、このような年金に係る税法上の取り扱いを改めることとなりました。保険契約などに係る保険料などの負担者でない人

で、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税を納め過ぎとなっている人は、更正の請求、確定申告(還付申告)など必要な手続きをしてください。受け取った年金の受給権が相続税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じたかった人も対象となります。

更正の請求は、取り扱いの変更を知った日の翌日から2ヵ月以内に行う必要があります。更正の請求に基づき減額更正できる期間は、原則として申告書を提出した日から5年間となります。

また、確定申告(還付申告)は、申告する年分の翌年1月1日から5年を経過する日までにを行う必要があります。

このため、平成17年分について、早い人は、平成22年12月末が還付できる期限となります。その場合は、12月28日(火)までに手続きを行う必要があります。

この取り扱いの変更の対象となる人や所得税の還付の手

続きの詳細については、国税庁ホームページをご覧になるか、西大寺税務署にお問い合わせください。

▽対象者

- ①死亡保険金を年金形式で受給している人
- ②学資保険の保険契約者の死亡に伴い、養育年金を受給している人
- ③個人年金保険契約に基づく年金を受給している人

■問い合わせ先

国税庁
HP <http://www.nta.go.jp>
西大寺税務署
☎086-942-3815